

平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	01	01	134030	婦人相談事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-5	福祉の充実			
	施策	1	地域福祉の推進			
目的	家庭内暴力（DV）や離婚など女性の悩み相談					
対象	家庭生活について悩みを持つ女性					
意図	悩みの解決に向けて、方向性を見出せるようになる。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
○婦人相談 婦人相談員1名を配置し、女性からの相談受付と助言指導 ○母子・父子及び寡婦福祉資金貸付 申請受付と県への進達（審査、実行は県の事務） ○休日婦人相談 土曜日・日曜日（祝日・年末年始を除く。）に婦人相談と助言指導の実施拡大 月1回女性弁護士相談の実施						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		
		後援・協賛		補助・助成		
事業協力・協定		委託				
活動目標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	相談者数	人	計画	100	100	
			実績	109	73	
②	福祉資金貸付件数	件	計画	30	30	
			実績	26	30	
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	解決に向けて方向性を見出せるようになった女性の割合	%	目標	70.0	70.0	
			実績	95.4	98.6	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	<input type="radio"/>	目標値より高い	概ね目標値どおり	目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
対象家庭の環境により左右されるため、相談者数及び福祉資金貸付件数は年度により増減があるが、求めに応じて細やかな相談対応をし、解決に向けて方向性を見出せるようになった女性の割合の目標値を70%に掲げ解決の方向性を導いている。 関係機関との連携により、個々のケースに応じた速やかな対応に努めたため、目標値を大きく上回る結果となったものと思料される。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	家庭内暴力からの避難のために一時保護所への送致が必要な場合があるため、市の関与が必要である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	関係機関との連携により、複雑多岐な相談に迅速かつ適正に対応する。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	現在、相談に対応する婦人相談員は1名であり削減できない。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	市内の18歳以上の女性すべてを対象としており、偏りや不公平はない。また、相談は相談者が自分の方向性を見出すための初期のものであるため、費用負担は望ましくない。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
女性からの相談に応じ助言指導することにより、相談者の解決に向けての方向性を導いた。相談は、家庭事情や生計等が複雑に絡むケースもあり、各分野の連携により進めているが今後も総合的な相談体制の充実が必要である。		

平成 28 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	03	01	01	134030	婦人相談事業

単位：千円

		27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		2,956	4,040		1,084
財源内訳	国・県	731	849		118
	地方債				
	その他				
	一般財源	2,225	3,191		966

事業期間	<input type="radio"/> 単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-----------------------------	------	-----------------

部重点施策における目標

地域の住民が共に助け合って生活しています。

事業開始の背景・経緯

昭和31年、要保護女子につき、相談に応じ、必要な指導を行うため婦人相談員を設置した。現在は、家庭内暴力や離婚問題に関する相談が多く寄せられている。

事業概要

- 婦人相談
婦人相談員 1 名を配置し、女性からの相談受付と助言指導
- 母子・父子及び寡婦福祉資金貸付
申請受付と県への進達（審査、実行は県の事務）
- 休日婦人相談
土曜日・日曜日（祝日・年末年始を除く。）に婦人相談と助言指導の実施拡大
月 1 回女性弁護士相談の実施

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

家庭事情や生計等が複雑に絡むケースもあり、各分野の連携により、総合的な相談体制の充実を図る。また、平日仕事等により、相談できない方のために、土曜日・日曜日（祝日・年末年始を除く。）の相談、指導業務と必要に応じて弁護士相談業務を委託している。

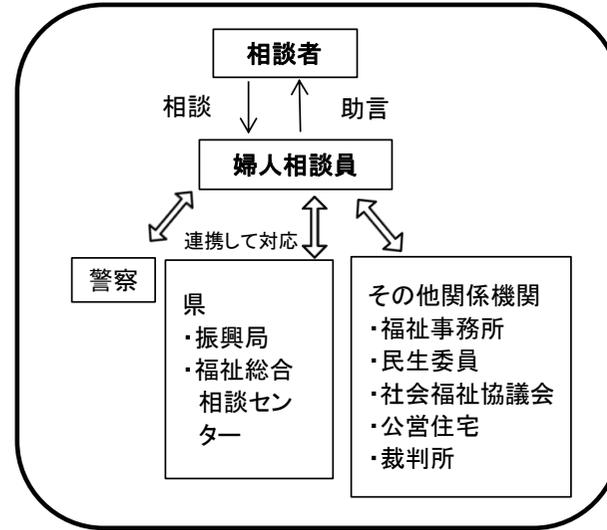
担当部署 部名 健康福祉部 課名 地域福祉課 担当係長 吉田睦美 内線 507
(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

◎婦人相談事業 4,040千円

事業概要

家庭内暴力（DV）や離婚などに関する女性からの相談に応じるため、婦人相談員 1 名を地域福祉課に配置し、下記の業務を行う。
・相談、指導業務
・母子・父子及び寡婦福祉資金貸付の申請受付（審査、実行は県の事務）



・土曜日・日曜日（祝日・年末年始を除く。）の相談、指導業務と弁護士相談業務の委託
委託先：特定非営利活動法人
委託内容：土曜日・日曜日（祝日・年末年始を除く。）の相談、指導業務
弁護士相談業務（月 1 回・2 時間）

